

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. その他

- 一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について  
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

- マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

- 購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額(購入口数×1口あたりの購入価額)に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合(円貨決済)

購入価額 10,000 円(1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) =  $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$  となり、合計 1,033,000 円(税込) お支払いいただくこととなります。

(例 2) 口数指定で購入する場合(外貨決済)

購入価額 10 米ドル(1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) =  $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$  となり、合計 103,300 米ドル(税込) お支払いいただくこととなります。

(例 3) 金額指定で購入する場合([ ]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額(税込)は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

#### 4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先  
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー  
ムからお問合せいただけます。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

#### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM\_TOUSHIN\_2.0

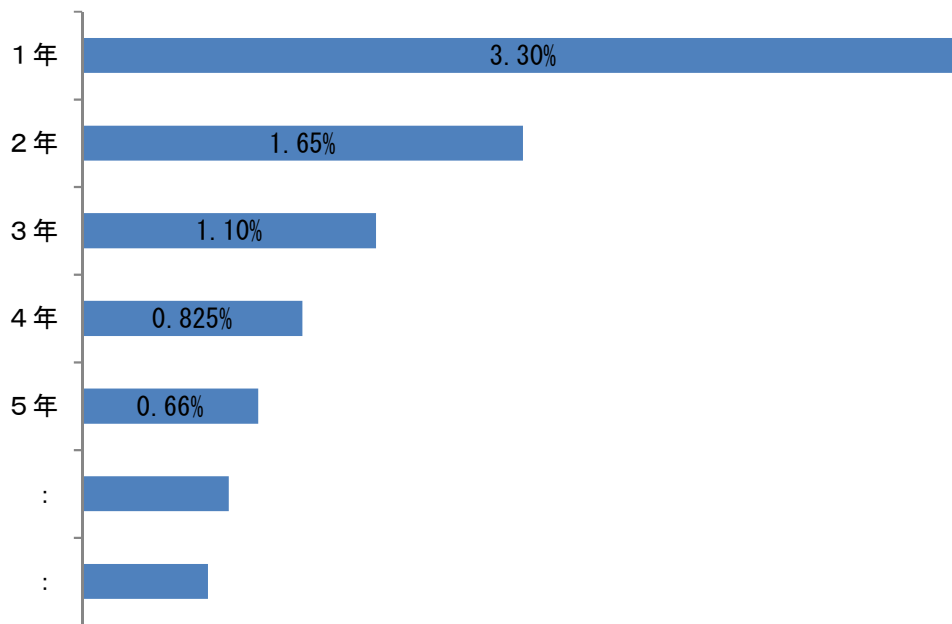
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】                      【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2021年8月)

# マニライフ・米国銀行株式ファンド

## マニライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)

愛称:アメリカン・バンク  
追加型投信/海外/株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

マニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号  
設立年月日:2004年4月8日  
資本金:1億4,050万円(2023年7月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:6,843億円(2023年7月末現在)  
電話番号:03-6267-1901(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)  
ホームページアドレス:www.manulifeim.co.jp/

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

## ●ファンドの名称について

ファンドの正式名称ではなく、下記の略称を使用することがあります。

ファンドの正式名称	略称
マニユライフ・米国銀行株式ファンド	米国銀行株式
マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）	米国銀行成長

※上記を総称して「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々を「米国銀行株式」、「米国銀行成長」、あるいは「各コース」ということがあります。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年4回	北米	ファミリー ファンド	なし
				年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

- 本目論見書により行う「マニユライフ・米国銀行株式ファンド」および「マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月19日に関東財務局長に提出しており、2023年10月20日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、前記の照会先にお問い合わせ下さい。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

1

### 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

2

### マニユライフ・インベストメント・マネジメント(US) LLCが運用を担当します。

- マニユライフ・インベストメント・マネジメント(US) LLCは、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション傘下の資産運用会社です。

#### マニユライフ・インベストメント・マネジメントの強み

1. カナダ、米国、英国、日本、香港およびアジア各国に運用拠点を展開
2. 経験豊富なプロフェッショナルを世界各地に配置し、卓越した運用ソリューションを提供
3. 世界の上場株式・債券のほか、不動産、森林、農地投資等のオルタナティブ運用にも長年の実績あり

3

### 決算頻度が異なる2つのファンドからお選びいただけます。

#### マニユライフ・米国銀行株式ファンド

3ヵ月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。

- 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### マニユライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)

年1回決算を行います。

- 毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。マニユライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)については、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

4

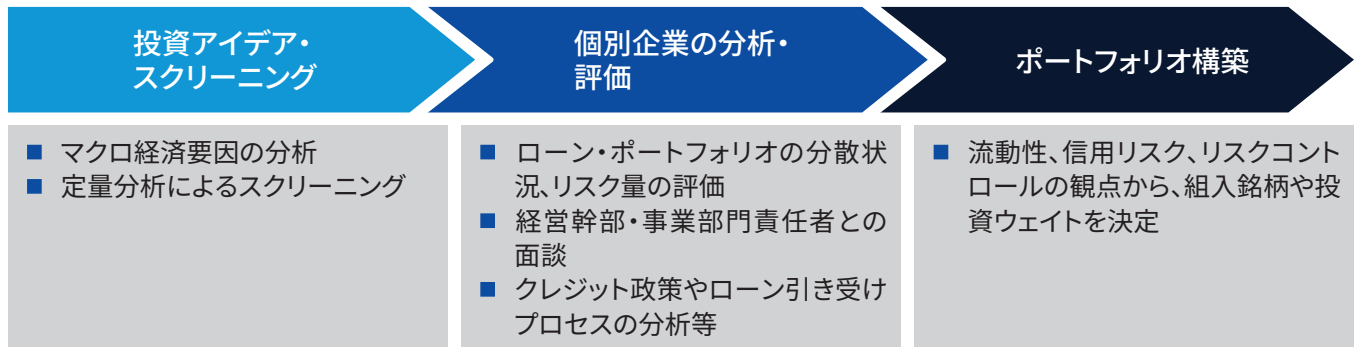
### 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

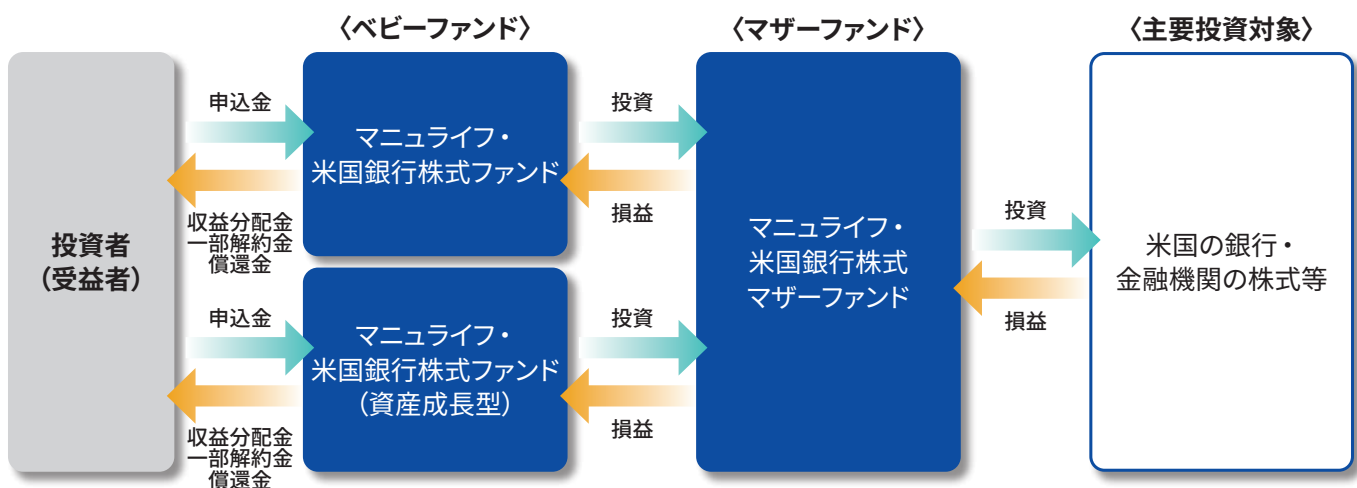
## 運用プロセス



※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

## ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



## 委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

### マニユライフ・米国銀行株式ファンド

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

### マニユライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。**

## 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

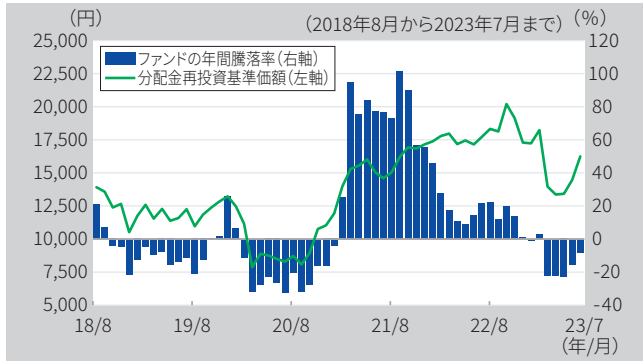
## リスク管理体制

委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う投資信託パフォーマンス・レビュー、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行うリスク管理委員会の2つの検証機能を有しております。外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## (参考情報)

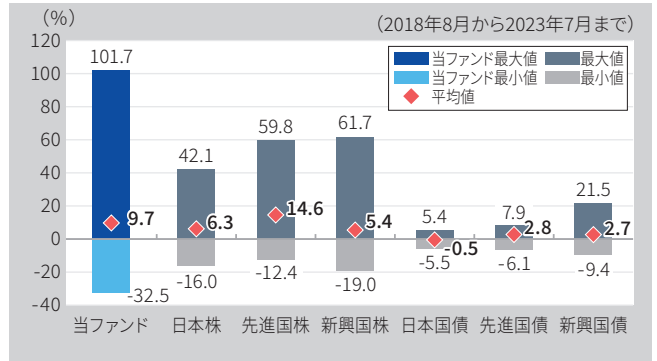
### 米国銀行株式

#### ■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

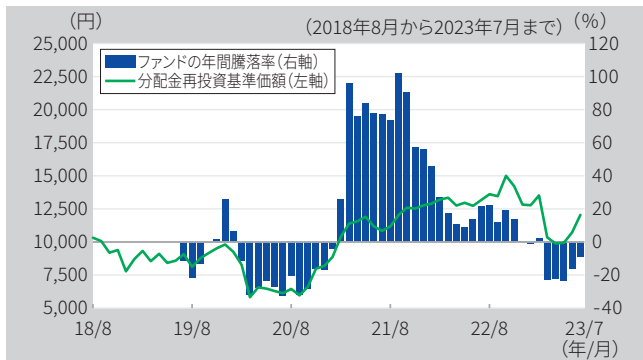
#### ■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

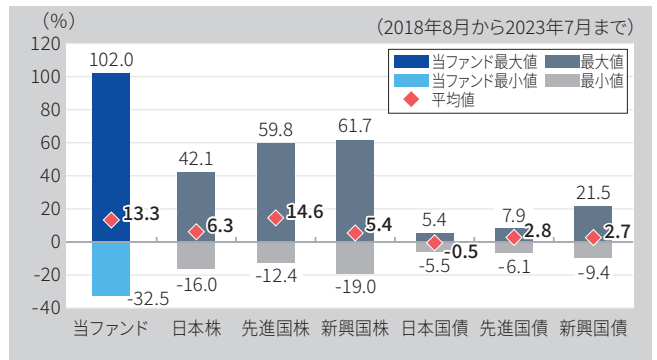
### 米国銀行成長

#### ■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2018年7月9日であるため、当ファンドの年間騰落率は2019年7月から2023年7月で算出しています。

#### ■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



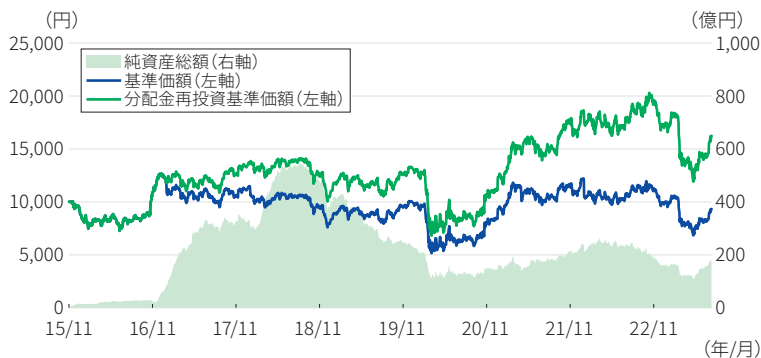
※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2018年7月9日であるため、2019年7月から2023年7月で算出した年間騰落率の数値を表示しています。

\*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数  
 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
 日本国債…NOMURA-BPI国債  
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)  
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。  
 (注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

## 米国銀行株式

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額、分配金再投資基準価額は、信託報酬等控除後の値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。  
 また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

基準価額	9,329円
純資産総額	180.5億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2022年7月	0円
2022年10月	500円
2023年1月	0円
2023年4月	0円
2023年7月	0円
直近1年間合計	500円
設定来合計	6,200円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

## 米国銀行成長

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額、分配金再投資基準価額は、信託報酬等控除後の値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。  
 また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

基準価額	12,040円
純資産総額	133.4億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

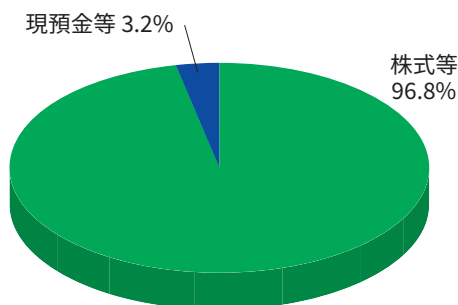
2019年7月	0円
2020年7月	0円
2021年7月	0円
2022年7月	0円
2023年7月	0円
直近1年間合計	0円
設定来合計	0円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

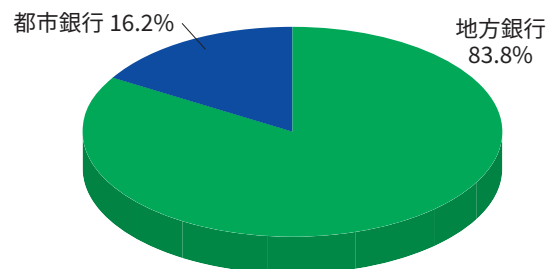
## 主な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

### ■ 資産別構成比



### ■ 業種別構成比



※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。  
 ※業種別構成比は現物株式評価額に対する比率です。また、業種は、GICS (世界産業分類基準) に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。  
 ※資産別構成比、業種別構成比は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。  
 ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## ■ 組入上位10銘柄

(組入数:106銘柄)

	銘柄名	業種	組入比率
1	M&Tバンク	地方銀行	3.2%
2	リージョンズ・ファイナンシャル	地方銀行	2.9%
3	ハンチントン・バンクシェアーズ	地方銀行	2.8%
4	JPMorgan・チェース・アンド・カンパニー	都市銀行	2.7%
5	ピナクル・ファイナンシャル・パートナーズ	地方銀行	2.6%
6	シチズンズ・フィナンシャル・グループ	地方銀行	2.6%
7	USバンコープ	都市銀行	2.4%
8	バンク・オブ・アメリカ	都市銀行	2.4%
9	WSFSファイナンシャル	地方銀行	2.2%
10	フィフス・サード・バンコープ	都市銀行	2.1%

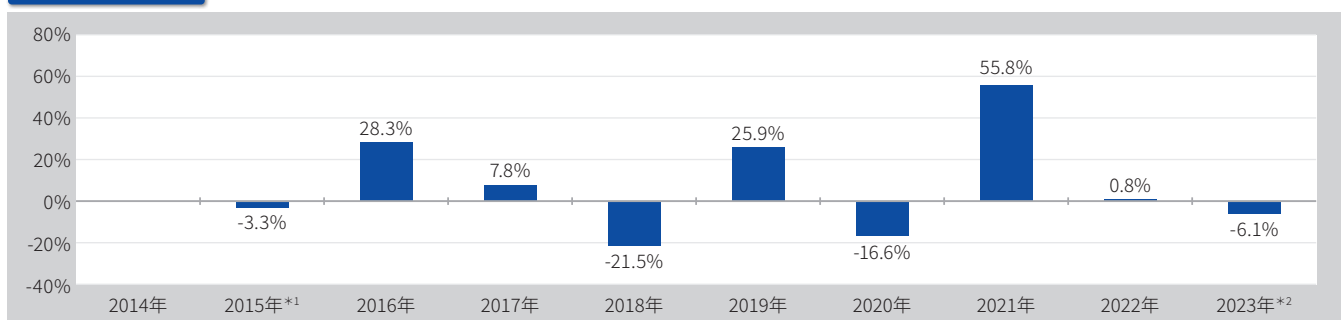
※業種は、GICS (世界産業分類基準) に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

※組入比率は純資産総額に対する比率です。

※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

## 年間収益率の推移

## 米国銀行株式

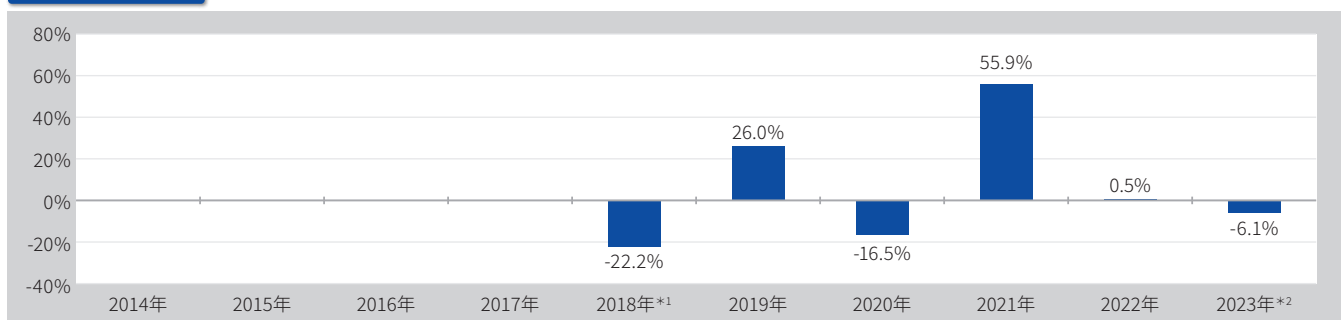


\*1 2015年:設定日(2015年11月20日)～2015年12月末の収益率      \*2 2023年:2023年1月～2023年7月末の収益率

※ファンドの年間収益率は税引き前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

## 米国銀行成長



\*1 2018年:設定日(2018年7月9日)～2018年12月末の収益率      \*2 2023年:2023年1月～2023年7月末の収益率

※ファンドの年間収益率は税引き前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

# 手続・手数料等 — お申込みメモ

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額=基準価額-信託財産留保額)とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込不可日	■ニューヨークの銀行休業日 ■ニューヨーク証券取引所休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2023年10月20日から2024年4月18日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	<米国銀行株式> 原則として、無期限です。(2015年11月20日設定) <米国銀行成長> 原則として、無期限です。(2018年7月9日設定)
繰上償還	各ファンドにつき純資産総額が30億円を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。
決算日	<米国銀行株式> 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 <米国銀行成長> 毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 <米国銀行株式> ※分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。 <米国銀行成長> ※信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	各ファンドにつき5,000億円とします。
公 告	電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.manulifeim.co.jp/">www.manulifeim.co.jp/</a> ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。
運用報告書	<米国銀行株式> 毎年1月、7月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。 <米国銀行成長> 毎年7月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# 手続・手数料等 — ファンドの費用

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	<p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、<b>3.3%(税抜3.0%)</b>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。</p>
信託財産留保額	<p>換金申込受付日の翌営業日の基準価額に<b>0.2%</b>を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。</p>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日のファンドの純資産総額に<b>年率1.87%(税抜1.70%)</b>を乗じて得た額とします。</p>						
	<p><b>運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)</b>  <b>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</b></p>						
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)</td> <td>年率 0.86%</td> </tr> <tr> <td>販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)</td> <td>年率 0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)</td> <td>年率 0.04%</td> </tr> </table>	委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率 0.86%	販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率 0.80%	受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率 0.04%
	委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率 0.86%					
販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率 0.80%						
受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率 0.04%						
<p><b>&lt;米国銀行株式&gt;</b>            ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p><b>&lt;米国銀行成長&gt;</b>            ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。            ※委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるマニユライフ・インベストメント・マネジメント(US)LLCに、委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。</p>							
その他の費用・手数料	<p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して<b>年率0.2%(税込)</b>を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。</li> <li>・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。</li> </ul> <p>組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。</li> <li>・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。</li> </ul> <p>これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。</p>						

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

# 手続・手数料等 — ファンドの税金

## ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\*上記は、2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\*少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*法人の場合は上記とは異なります。

\*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。